

第八十四回国会 衆議院 文教委員會議録第七号

昭和五十三年三月二十二日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 青波 茂君

理事 石橋 一弥君

理事 藤波 孝生君

理事 木島喜兵衛君

理事 有島 重武君

理事 石川 要三君

理事 小島 静馬君

理事 玉生 孝久君

理事 中村 靖君

理事 水平 豊彦君

理事 千葉千代世君

理事 長谷川正三君

理事 池田 克也君

理事 伏屋 修治君

理事 山原健二郎君

出席國務大臣

文部大臣 砂田 重民君

出席政府委員

文部大臣官房長 宮地 貫一君

文部省体育局長 柳川 覺治君

文部省管理局長 三角 哲生君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 的場 順三君

自治省財政局財政課長 関根 則之君

文教委員会調査室長 大中臣信令君

する法律案(内閣提出第三号)

○菅波委員長 これより会議を開きます。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中野寛成君。

○中野(寛)委員 今回提出されております国庫負担法であります。内容は高率補助の適用を五年間延長するといふものであります。その趣旨そのものについては大変意味のあることでございまして、大賛成であります。私自身も、昨年五月十八日に本委員会の中のこの問題に触れさせていただいて、ぜひこの御提案となることを願っておったわけであります。そういう意味では文部省の御努力にも大変敬意を表したいと思つております。

ただ、この機会にいろいろ考え、またいろいろ調査をしてみますと、やればやるほど、実はこれらの問題がいよいよ継ぎはぎというか、一つ一つの積み上げ、その上にまた積み上げというふうになり、継ぎはぎの感じがしてならないわけでありまして、先般来、設置基準の問題も大変議論されてきたところでございまして、こういう機会に、この義務教育の費用について国と地方自治体との負担区分というものを、それはもつと整理をされて、そしてもつと明確にされなければいけないのではないだろうかというふうにますます痛感してまいりました。地方財政法を取り上げるまでもなく、憲法の精神から申し上げても、それは基本的に国と地方の折半といふか、一対一といふか、その負担というものがむしろより一層明確にされなければいけないであらうというふう

については三分の二という高率補助が提起されて、そしてそのことだけを見れば、国が二で地方が

一つ、その負担の負担割合は逆転をしようといふのが負担の実態ではなからうかというふうな思ひやうであります。きょうは、継ぎはぎだと御批判を申し上げましたけれども、そして継ぎはぎにならざるを得なくなるような部分部分のことをお尋ねせざるを得ないのですけれども、しかし、基本には、あくまでもそれが継ぎはぎではなくて、きちんとした負担区分というものが明確にされ、そしてそこへ近づけていくという努力の過程としてこれらの問題が提起されるということではなければいけないのではないだろうかというふうに思つておりました。そのことを基本に私も考えさせていただきます。このように思つて次第でござい

ます。そこでまず、負担法と、こう書かれておりますけれども、しかし、そのほとんどは補助的感覚、だからお金があれば補助しますという感覚がやはり条文の中にも私は散見されるような気がしてなりません。基本的な姿勢として、まず大臣に、私いま申し上げました考え方についての御所見をお伺いしたいと思います。

○砂田國務大臣 この負担法は、義務教育諸学校建設費の一部を負担することによつてこれらの施設の整備を促進をいたしまして、義務教育諸学校における教育の円滑な充実された実施を確保していく、その目的を体しながらやうていくわけでございますけれども、しかし、この法律は同時に、地方公共団体が支出をするすべての経費を国庫負担の対象とするものではないかと考えるのでございまして、合理的な範囲内で国庫負担を行うという考え方に立つものでございます。このよう

な観点から、個別の事業につきましては、やはり一平方メートル当たりの建築単価や学級数に依する面積について基準を設けまして、全事業についても国庫負担金の総額の限度を設ける。そういうことによつて、各市町村が計画をいたします事業のうち、国庫負担事業として適格性を有して、かつその事業量、事業の緊急性等を勘案をいたしまして、その年度に事業を実施することが適切であると認められるものについてその年度に国庫負担を行うもの、こういう考えに立つものでございまして、市町村のすべての需要を満たす予算措置を講ずることが必ずしもこの法律の要請をしてい

る点ではない、こういう考え方をいたします。同時に、しかしながら市町村が計画した事業につきましましてはできるだけ多くの国庫負担を行うことが当然望ましいのでございまして、年々、その事業量の拡充、その内容の充実に努めてまいつたものでござい

ます。○中野(寛)委員 その負担区分の問題で、すべてを負担をするという規定ではないとおっしゃいました。そのことは私はよく承知をいたしております。地財法その他にいたしまして、そこは大臣の御答弁のとおりにちゃんと書いてある。むしろ、それ以前の基本的な姿勢として、負担というのは、国と地方がその負担区分というものをもつと明確に持たなければならぬのではないかと。中途半端に、できれば負担するとか、できれば補助をするとか、または予算の枠があればとかという

ことではなくて、たとえば、国に予算の枠がなくなつてつくりかねなければいけないものは、今度は全く地方自治体の負担となつてそれをやらざるを得ないといふことができるわけでありまして、結局、国に一つの歯どめといふか、逃げ道といふか、そういうものがあつたとすれば、その逃げ道を補てんするのはすべて自治体に負わされ

本日の会議に付した案件

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正

第一類第六号

文教委員会議録第七号

昭和五十三年三月二十二日

てしまふわけでありませう。そういう考え方の中で、負担法とするならば、地方と国との負担区分というものをきちんと明確にして、そしてそれはわれわれは基本的に少なくとも折半というくらいは基本がなければならぬと思ひます。けれども、そこをやはり、負担法だとかまたは地財法だとか、そういうもののうち一つ前の基本的な考え方として持つ必要があるのではないかと、このことを申し上げたいわけでありませう。いかがでしょう。

○砂田国務大臣 義務教育諸学校の施設費国庫負担法、負担でございませうから、やはり補助という言葉とは意味するところが違います。国が積極的な義務を負つて負担をする、この法律の精神は当然私どもは生かして、いまでもこの法律を施行をいたしてまいつたところでございまして、年々改善に努めてまいりましたこともこれはもう御理解をいただいておりますのでございませうから、負担法と銘打つております法律でありますだけに、いわゆる狭義の意味の補助ではない、そういう基本的な考え方は当然持つものでございませう。

○中野(寛)委員 そのことはよく承知をいたしております。だから、その負担区分をはつきりとさせて、そうすることによって、補助という中途半端な、と言つては語弊があるかもしれませうが、むしろそのお金をきちんと整理をしていくということの方にこそ努力がなされなければいけないのではないのでしょうか。いまや、大蔵委員会ではありますから申し上げるのは恐縮ですが、この前から確定申告の時期でありまして、税法を若干読みますと、何と例外規定の多いことか。例外でないものはどれだけあるんだらうかと思ふほどに、いまの法律というものはまさに例外規定や特例法の花盛りであります。

たとえばこの国の負担や、そしてまた大臣おっしゃった狭い意味での補助にいたしましても、その狭い意味での補助が決して狭くないような実態になつてゐることは私はやはり問題だと思ひます。特例に次ぐ特例、またはそのほかのいろいろな

法律が高率補助を決めたりいたしております。この生徒急増地域の問題もそうですが、離島振興や過疎地域や振興山村、豪雪地帯、いろいろございませう。こうして考えてみると、それじゃそれらの適用を受けないところはどれだけ残つてゐるのか。高率補助を受けないいわゆる一般的な地域はどれだけ残つてゐるのかとさへ考えさせられてしまふわけでありませう。そういう意味合から、特にこの文教委員会でも、もしくは文部省の発意によつて決められるということではなくて、離島振興や過疎地域やその他もろもろの特例措置、これはむしろ他の委員会やその他の管轄の中でこれらが決められてくるというふうな今日の積み重ね、そのことによつてますます物事を大変複雑にしてしまつて、わかりにくくしてしまふということが考えられてならないのです。また、負担ではなくて、補助の中では各地域においても一つややこしい種地区分というものがあつて、これは地方自治体の決算状況なんかを見ると、これは補助ではなくて交付税に連関する種地区分というものがあつて、これなんかを一つ見ても、町が一つ違へば、道路についても校舎についても、そのほかのもろもろについても交付税の算定基準が違ふし、また補助そのものが変わつてくるというふうな実態があるということ。私も先般ある地方自治体へ行つてまいりましたけれども、いま私の町ではこれらの学校の施設に対する補助を担当する人が十年間やつてくれております。だから何とかわかりますが、もしこれ、担当者がかわつたら補助申請一つ出すにも大変なことになるでしようねと述懐しておりました。

私はそういう観点から、基本的にこれらのものをこの機会に洗い直す必要があるというふうに考えるわけでありませう。限られた時間の中で、で、ちなみに、児童・生徒急増地域の指定基準を文部大臣がお決めになることになつてゐる。これには三つの基準があることはもう一々申し上げる必要はないところで、第三番目の基準、これは五十二年に適用されてゐるわけだ。しかし、

これは予算補助で措置をされてゐる。なぜならば、五年間の時限立法の中の最終年度であるからということ、きちんとした法律上の手続ではないから、予算措置で済まされてゐる。あと五年間延長しようとするのときに、どうしてこのこともきちんと提案がされなかったのだらうか、その疑問をやはり持たざるを得ません。一つの枠がはめられて、その中でできる範囲でやつていくという考え方、これは文部省というよりも大蔵省の感覚と申し上げた方がいいのかもしれない、失礼かもしれませんが。そういう事態になつてゐることを考えるときに、より一層文部省が文教行政本来の姿としての基本というものを確立されて、そしてその実現のためにわれわれ国会の立場からも御協力を申し上げて、そしてそれを一つ一つ実現をしていくという基本姿勢がまず必要だと私は考えたので先ほど来の御質問を申し上げてゐるわけでありませう。くだいようですが、いかがでしょう。

○砂田国務大臣 例示的に一つお取り上げになりましたいまの基準の問題でございませうが、御指摘のとおり、五十二年にこれを政令に明確にしないわけではございませう。しかし、御審議のたしき後におきまして、政令に取り入れることについて検討をすることにいたしてございませう。明らかにしたいと私も考へてゐるわけではございませう。

なお、前段御指摘のありました点でございませうけれども、やはり本法の第三条に国の負担区分等を法律の上で明確にいたしておりますことは御承知のとおりでございまして、冒頭にお答えをいたしました、国が積極的に負担をしなければならぬ義務を負うというこの法律の精神に基づいて第三條を執行してまいり、こういうふうなひとつ御理解をいただきたいと思ふのでございませう。

○中野(寛)委員 それでは次に進ませていただきます。いま実は設置基準と、全く不用意に私は使つてしまつたのでありますが、その設置基準の問題に

ついてちょっと触れたいと思ひます。今般、基準面積というものが校舎について引き上げられるというものであります。昭和四十八年度に二〇%ふやし、そして五十三年度に一六%底上げする。実際に現場で聞いても、建築実績とはば見合つたものになるだらうといつて大変喜んでおられます。そのことは私は大変いいのでありますけれども、たとえばその引き上げはどういう基礎といひますか、目標を持つて対処されてゐるのか、お尋ねをしたいわけでありませう。

昭和三十三年三月に作成されました小中学校建物適正面積案というものがあつて、自治体ではなおこれを一つの設置基準的な感覚で見ていることだけは私は否めないと思ひます。さてそこで、今回、基準面積が一六%引き上げられたことに自治体は実はちよつと戸惑ひを持つております。といひますのは、今日まで補助基準の算定基礎となつておりました数字に一六%をプラスいたしますと、その適正面積案の数値を上回るわけでありませう。そのことは一見、それだけたくさん補助を出すようにしたのだからいいじゃないかといふふうにおっしゃられそうなきやうな感じが受けます。しかし、金を出せばいいのだから。今日まで設置基準もない、そして建物については適正面積案というものをもち、その中で地方自治体は、何か目が見えない人がまさに手さぐりでやつていくやうな、そういう状態の中でやつてゐる現状、その中でますます頭の中がこんがらがつてしまつてゐるという実態があらはれます。この適正面積案というものの持つてゐる意味は何なのか。そして、基準面積が引き上げられることによつて、今般その補助基準というものはそれだけ引き上げられるわけですが、それとの関連はどういうことになるのか、それについてちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○三角政府委員 私ども、小・中学校の校舎の整備を円滑に進めると同時に、社会経済の伸展に対応いたしまして少しずつでもいろいろな意味のこ

日本全体が貧しい時代に考えられていた、まず校舎の整備、率直に申し上げますとその情性が今日なお依然として続いているという感じを私も持つのでございますけれども、本年の予算で考えますと、屋内体育館の保有率というものが一般地域よりも急増地域の方がすでに高いという実情でありますとか、一般地域におきまして屋体の整備も急増地域におけるそれと同様に重要な課題であるという考えも当然いたさなければなりませんから、今日ただいただきますすぐに急増地域に限って屋内運動場の負担率を引き上げるということは非常に困難でございます。しかし、もうすでに社会的な要請は、確かに御指摘のように校舎、屋体、プールというものを含めて、そういふ時代にまさに入つたのでございますから、御指摘がありました文部省の中の局の所管のことも含めて、今後の非常に重要な検討課題の一つであると私は考えております。

○中野(寛)委員　ぜひそのようにお考えいただきたいと思ひます。そして、それはぜひ緊急な課題

としていただきたいというふうに思います。これ
もすでに、屋体の問題等はさきの質問者の方々か
ら触れられておると思いますからこれ以上申し上
げません。もうすでに、国会で言えば各党が一致
してこれらの問題を要求をし、願っている。まさ
に私は時期は熟していると思うわけであります。
そういう観点からお取り組みをいただきたいと思
う次第でございます。

ちょっと論旨がばらばらになって恐縮ですが、
ひとつこの機会に学校用地の問題についてお尋ね
をさせていただきますと思います。

学校用地、これは、私が知っております町で
も、例の超過負担の約四〇％を学校用地取得費が
占める、こうさへ言われる町があります。これは
地方自治体にとってはきわめて深刻な問題でござ
います。そしていまその用地については、今日ま
でお聞きする限りでは、用地は建物と違つてその
自治体なりの永久的な財産として残ることも、こ
の用地に対する補助が建設費とは別途に考えられ
る要素の一つのようにお聞きしております。しか
し、少なくともその目的以外には使えない土地で
あります。私はやはり用地も校舎もそういう区別
をすべきではないとまず基本的に考えております
が、しかし、それをいま振りかざしてみても急激
にそのことが変えられるとは思いません。とりあ
えずは現状に立脚して幾つかの問題をお尋ねいた
します。

まず、この用地取得でいつも指摘されるのは、
補助率とは別に交付率がある、すなわち足切りが
あるということが必ず指摘されるわけでありま
す。もちろん文部省としても御努力をされて、交
付率が昭和四十六年に四四％、これが五〇％、五
〇％、六〇％、六五％、こう年々引き上げられて
きたこと、そして今年度の予算編成に当たつても
何とか七五％までにできないかと、文部省として
は御努力をなさったようにお聞きをいたしてあり
ます。私は一〇〇％と申し上げたいわけでありま
すが、事態の深刻さを考えるときに、なぜせめて
七五％にできなかったのか。そのことは私は自治

省にも大蔵省にも聞きたい、そう思います。

同時に、交付率七〇％とまず見てみましょう。
しかし、その交付率七〇％は確実に守られている
のでしょうか。実はある町でこういう話を聞きま
した。そのパーセンテージが、四十六年、四十七
年までは交付率がきちんと守られておりました。
しかし、四十八年度以降もう一つの足切りがなさ
れているのではないのでしょうか、こういう話を聞
きました。実際に一つの町の例で申し上げま
す、四十八年度、このときは交付率五〇％です。
しかし実際は四八・七％。四十九年度は六〇％に
交付率が引き上げられましたが、実際に交付され
ておりますのは五四・五％。五十年度は六五％の
ところが五八・八％。五十一年度は七〇％に引き
上げられたが実際は六二・七％。五十二年度は七
〇％ですが六六・九％という実際の数字がありま
す。七〇％と、三〇％の足切りがあることさえも
自治体にとっては大変大きな負担に感じていると
ころであります。まして、念願してやつと七〇％
にしてもらっているけれども、現実に計算をする
ところなる。すなわち、これは文部省また国が予
定された事業量と自治体から出てくる申請の量と
の差額がこういうことを生み出しているのかと思
うのでありますが、この事態についてどのように
お考えでしょうか。

〇三角政府委員 ただいま先生御指摘になりました
ような状況は実際問題として従来あったわけ
でございます。私も、その状況については認識
はいたしております。ただ、先生も御指摘になり
ましたように、私も、現実的にそういう制約の
ある予算の執行の問題でございまして、その制
約の中でできるだけ状況を改善してまいらうとい
うことで交付率の方も上げてまいりましたし、い
まおっしゃいましたいわゆる圧縮率の方も、年々
予算を拡充することによってその改善に対処して
まいっております。でございますから、五十二年
度の場合も交付率七割でございます。五十二年
度も七割でございますが、五十一年度は約一割
の圧縮を行ったわけでございますが、五十二年

は結果としてみまして約四割の圧縮、そういう
結果でございます。実質上、私もはできるだ
けの努力を続けてまいりたいということで、明年度も
そういうことで対応してまいりたいというふう
に思っております。

〇中野(寛)委員 大蔵省、自治省に後でまゐて
お聞きしたいと思ひます。

私は大変不勉強でございます。補助率以外に
交付率というものがあることを昨年知りました
が、いま圧縮率というものがあることをまた新た
に勉強させていただきました。日本のお役所とい
うのは大変便利な言葉をおつくりになるよう
でございます。そして、その言葉が一つふえるた
びに自治体の負担もまたふえていることも、はつき
り私もは認識しておかなければいけないと思
います。これ以上新しい言葉を私はつくりたく
ないと思ひます。つくつていただきたくない。むしろ
これらの言葉が不必要である事態を何としてもつ
くらなければいけない、このように思ひます。

そして、今日までの義務教育施設整備の地方自
治体からの要望に対する国家予算の経緯を若干調
べさせていただきます。そうしてみますと、結局、
基本的に学校の施設がこうなければならぬ、日
本の教育の振興のためにこういう施設をつくら
なければいけないという感覚からではなくて、やは
り私が一番最初に申し上げたように、予算の枠を
先に決めてその中でやっていく。国はそれができ
ても地方はできないという悲しい事実をまず
見せつけられる思いがするのです。たとえば、補
助単価と交付率と事業量と三つの数字がありま
すが、こう見てまいりますと、補助単価は四十八年
から四十九年にかけて二万一千円から二万五千円
に引き上げられました。しかし、事業量は三百九
十七万四千平米と変わらないまま。この事業量は
五十一年度までそのまま変わっていません。そし
てその間に交付率は五〇％、六〇％、六五％、七
〇％と引き上げられました。この三つの数字がど
のように並んできたか、この見比べながら私は思
いました。交付率が上がったときには事業量が上

げられない。単価が上がったときには交付率が上
げられない。何か結局、その操作の中で総予算
というものが上がっていく曲線をできるだけ押さ
えていくという作用というものが働いている。も
しくは、むしろ総予算そのものの枠の中で交付率
や単価や事業量を逆算している、これがまさに如
実に物語られているような気がしてならないので
す。そこには、教育優先ではなくて、予算、財政
優先の姿が明らかに見えています。私は先ほど来
から幾つかの事例を挙げていたけれども、そのす
べてはそこ起因するものだというふうに考えら
れてならないのです。そして、これらの中で幾つ
かのことが見落としてしまっているが、やはりそ
ういふ幾つかの見落とされしているものを考える
と、交付率というものはもつと真剣に受けとめて
考慮されなければいけないと思ひます。ただ急増
地帯とそうでないところとの差が余りにも広がっ
てはというところで七〇％という御答弁を去年い
ただいてはいるのだけれども、しかし、急増都市の
苦勞というものはまた別のものであるわけであ
ります。

その一例としてこういうことがあります。補助
面積は昭和五十二年頃から大幅に増となりました
けれども、自治体で学校用地として買収をいたし
ましてから、特に新設校建設の場合には、都市計
画法に基づき道路管理者との協議によって、災害
のための災害路計画の關係から一〇％ないし二〇
％が道路用地としてとられるのです。これは決し
て少ない数字ではありません。幅が六・七メー
タ以上の道路になりますと、これは道路用地とし
ての補助が建設省から出るようでございますけれ
ども、しかし、一校当たり、たとえば小学校が平
均一万六千平米、中学校が二万二千平米ぐら
いで、真ん中をとって二万平米としても、一〇
％、最低限をとっても約二千平米がこれでとられ
るのです。これは補助の対象外に置かれて
その部分を金額に換算すると、都市部ですと土地
代がおおよそ単価十万円近いいたしますから、こ
れだけで二億円になってしまうわけです。それは

補助の対象外になっている。これも一つの事例でございまして、一つの事例としてこれに対するお考えをお聞きしたいと思います。

○三角政府委員 用地の補助につきましては、これは改めて申すまでもなく、児童・生徒急増市町村はいろいろな意味で負担が財政上非常にきついていることから四十六年に始めたわけですが、その当時六十億円で発足いたしましたものを年々拡充してまいりまして、明年度予算としては対前年度二〇・八％増の四百三十一億ということで、私どもは学校新設整備の円滑を図るべく、できるだけ努力してまいったわけでございます。

ただいま御指摘の道路の関係でございますが、基本的には、私どもこの用地の補助につきましては、当該の確保すべき用地がもたら学校に供されるものということで標準を定めております。したがって、いわゆる取りつけ道路といったようなものでございまして、これがもたら当該学校の用に供されるものでございまして、教育財産として管理されているというものでございまして、基準面積の範囲内で補助の対象にしているわけでございますが、しかし、学校も使いますけれども一般住民の用にも供されることとなります。そのような道路につきましては、現在のところ私どもはこれを補助の対象といたしていません。たゞ、取りつけ道路で対象にならない部分につきましては、状況によりましては地方債の面で、自治省の基準の範囲内で起債の措置が講ぜられるというふうになっているということを承っております。

○中野委員 起債の枠が認められていると、地方交付税の算定基準の中に入るとかいうこと、実は私は個人的にその言葉が非常にいやであります。起債の枠が認められる、それは地方が借金をして、あくまでも地方が負担をし、という意味であります。地方交付税に算入をされているという言葉もきらいな理由は、言うまでもないと思っております。地方交付税という総枠の中で、算定基準に利子補給その他を入れるというけれども、それ

は結局地方自治体同士の権利を調整しているにすぎません。私はそのことの御答弁が実は一番納得できないし、そしてそのことを御努力の成果と評価することにどうしてもちゅうちょを覚えてならない。いまの例だってそうです。この問題にいたしましても、都市計画、公害、そして建築基準法、そのほかいろいろな法律ができてまいりますが、そのときに文部省は、そして自治省は、その法律ができた、その法律の基準にこういう公共施設をマッチさせようとするだけ費用が多くかかるようになるかということに常に計算しておられるのだろうか、これも疑問に思えてなりません。建築基準法でちゃんと避難路をつくりなさい、避難施設を置きなさいと決めた。そうしたらそれに基いて学校は設置しなければなりません。それがすべて設置者負担、すなわち自治体負担とされているというのが実情なのではないのでしょうか。もしそれに対する何らかの考慮がされているとすれば、また交付税の算定基準に入れていとお答えになるでしょう。私はそれらの一つ一つのことを見るときにやはり矛盾が感じられてならない。

もう一つの例で、これも先般来触れておられると思いますが、公立小・中学校の危険建物改築事業の問題もそうです。結局、財政中心でありますから、新増設二分の一補助のところ、改築は三分の一、これも延々として据え置かれたままであります。なぜそれが二分の一にできないのだろうか。それは二分の一にするのが本来の筋ではないのでしょうか。特にこれは公共事業中心の予算が組まれました。そしてこの改築の場合には新たに土地代を必要といたしません。そしてこれは、全国津々浦々にこの改築を必要とする危険建物があるわけでありまして。そういたしますと、公共事業中心の予算が組まれ、そしてそのことは景気回復や消費刺激や国民生活、そして雇用等に役に立つようにという一つの政府の配慮があったはず、政策があったはず。そういうときにこそまさ

はきわめて大きな意味があるのではなかったのでしょうか。絶対のチャンスだったのではないのでしょうか。もしこのことを法律化できないとしても、日本国大蔵省が得意の予算措置というのでもやれたのではなかったのでしょうか、単に一年限りであらうと、または二年に限らうと。そのことによって全国的な危険校舎が直されることにつながるならば、これはきわめて大きな意味があったと思います。

そういう意味で、私は一つ一つのことを考えれば考えるほど、今日の文教予算は、確かに全体の国の予算の中に占める比率はかなり高うございす。しかし、それでもまだ私どもの願いからすればきわめて乏しゅうございす。そして、その基本が財政中心で教育中心でないということが、こうして考えれば考えるほど痛感をさせられる今日、私どもは全般的な洗い直しというものが必要ではないかとさえ思えてならないのであります。自治省、大蔵省の方々に来ていただいているわけですが、きょうは何かお聞きいただくだけみただけになってしまっていますけれども、これらの考え方に對して改めて私にぜひ御助言をいただきたい。いま申し上げました一連のことについて、大臣の前にひとつ自治省及び大蔵省の方から総合的な御見解としてまずお聞かせいただきたいと思っております。

○閣根説明員 人口急増地域におきます義務教育施設の施設費等につきましては、私ども、その実態は地方団体からよくわかっておりますので、できるだけ国庫補助の強化拡充をやつていただきたいてい、こういうことで文部省にもお願いを申し上げておるわけでございます。年々拡充強化を見てきておるわけでございますけれども、やはり実態から考えますとまだ不十分な点がなきにしもあらずという考え方でございす。なかなか一挙にはまいらぬと思ひますけれども、できるだけ早期に拡充を図っていきましよう、私どもも文部省と協力して実現に努力をしてみたいというふうに考えておる次第でございます。

○的場説明員 私も文教予算を担当させていただいておりますので、文教の施策がきわめて大切であるということは十分認識をいたしております。し、先ほどの御意見は謹聴いたしております。ただ、財政当局があたかも財政だけを念頭に置いて文教予算を切っているかのようなおしかりでございまして、それは従来の施策を見ていただきますと、現在のようない財政状況の中にあつても、たとえば三分の二の高率補助の延長等につきましてはできるだけ努力をしております。御指摘のございました諸般の事案につきましては、基本的には国と地方の財政状況あるいは事務配分の問題等、基本にかかわる問題も多々あると思ひます。それからもう一つ、四十八年度のオイルショック以降、国は臨時異例の財政運営を行つておりました。きわめて財政状況は困難な状況でございす。御承知のとおり、特別公債という異例の財政運用をやつておるわけでございす。今後、文教予算の諸般の事案につきましては、文部省の方からいろいろお話があれば真剣に検討してまいり所存でございます。

○砂田国務大臣 先ほど御指摘の、まず用地の問題につきましては、交付率というものを設けてありますことは、一般市町村との均衡を考えながら、一般市町村の用地取得費の負担を超えて急増市町村が用地取得費を負担する割合、こういうことから算出をされましたいわゆる交付率でございす。それにさらに圧縮率というふうなものがあること自体、決して好ましいことではございません。そのことは十分認識をいたしておりますので、この改善にはなお一層努めてまいり所存でございます。

なお、御指摘のございました建築基準法改正のとき、あるいは消防法が改正されたとき、学校の施設がどうなるのかということ、必要とされるものは義務教育施設の負担法の中に取り入れてきてはおりますけれども、なお一層落ちこぼれないように、教育の内容を充実させるといふ観点で、その基本を忘れずに、落ちこぼれないよう

に十分に気をつけて、積極的に、これらの改正、他の法律の改正がありましたときには負担法の中に取り入れてまいります努力をこれからも続けてまいります所存でございます。

○中野(寛)委員 いままでお尋ねをしましりました。そして、今日までの予算編成その他の経緯も私なりに勉強させていただきました。大蔵当局の主計官の御答弁の中で、決してそれを財政サイドからのみ考えていることではないこと、御答弁もありました。私も、財政サイドのみから考えているとは思いません。いかにして文教施策をその中で重要視していくかという努力がなされていることは、私なりに評価をさせていただきたいと思ひます。しかしながら、先ほど来申し上げましたように多くの矛盾があり、設置基準等、なお文部省として詰めなければいけない課題も残っております。そしてまたその他の関連法案との整合性、そしてまた整備の問題が残されています。この内容の持つ意味というものはきわめて多岐にわたる、かつ、きわめて重大なものが多いと思ひます。

私はそういう観点から、どうしても最後に委員長にもお願い申し上げたいと思ひますが、本委員会においてこれらのことをまたより一層深く議論をする場を持っていたいだきたいと思ひますし、そしてまたそのことは小委員会の設置等も含めて今後検討をし、立法機関としても最大の努力がこれらの事案についてはなされるべきであるというふうにも考えるわけでございまして、特段の御配慮をお願いしたいと思ひます。委員長、いかがでございますか。

○菅波委員長 理事会においてお諮りをいたします。

○中野(寛)委員 以上で終わります。

○菅波委員長 山原健二郎君。

○山原委員 いままで各委員からも指摘がありましたように、この問題について文部省の情勢に対する対応の仕方とか、あるいは国民の教育要求であるとかいうことについての文部省の対応が非常におくれているという感じを私は持っています。

たとえば今度の人口急増地における三分の二の五年延長の問題は、これはいわばあたりまえのことであつて、積極的なものとは言えない。現在の地方財政の困難さから言いますと、焼け石に水とまでは言いませんが、しかし、事態を好転さすような中身のものはないという点を指摘をします。もちろん五年延長については私も賛意を表明しておるわけでございませうけれども、そういう点を最初に指摘をしたいと思ひます。

それからもう一つは、いわゆる危険校舎の解消の問題でございませうけれども、いままでの答弁をお聞きしますと、今回の五十三年度の予算から三年で危険校舎を解消したいという御答弁をなさっているわけですね。しかし、これもいままでの経過から見ますと、文部省がもとより概算要求をしておいたものではなくて、いわば増額補正のような形で出てきたのではないかとこのことを考えますと、現在の情勢に対応する積極的な姿勢があるのかどうかという点をまず指摘をしたいのです、この点はいかがですか。

○砂田国務大臣 危険校舎につきましては、従来五年の計画を立ててやってまいりましたことは御承知のとおりでございませう。しかし、私が文部省へ参りましてから、五年計画で一体先行きどうなるのかというところを改めて私自身で検討いたしましたわけでございませう。一年に七十万平方メートル、八十万平方メートルの新しい危険校舎が出てまいっております数字を見ますと、五年計画でいままでの程度の規模の改築をやつていったのでは焼け石に水と申しますか、いつまでたつても改善されない。そういうことからこれは思い切つて三カ年で取り組むべきだ。確かに公共事業優先の性格を持った五十三年度予算案、また五十二年度の二次補正でございませうけれども、文教施設というものを政府内部では正式ないわゆる公共事業と見ておりません。公共事業というのは道路であり、住宅であり、港湾であり、というふうなことでございませうけれども、しかし、教育というものの重要性にかんがみ、道路はきれいな橋かけ直されて、その

そばで子供たちが危険な校舎で勉強しているというところは許されるべきではない、こういう考え方を財政当局も理解をしてくれました。三カ年でこの解消にかかろうという決意をいたしましたわけでございませう。前回にもお答えをいたしましたかと思ひますけれども、五十二年度の当初予算に比較いたしますと、二次補正と五十三年度予算を加えますと二百三十万平方メートル、大体五十二年度の当初予算の倍の仕事ができるわけでございませう。このテンポでまいりましたならば三カ年計画で改善ができる、減らしていいける。三年計画で現在ありますすべての危険校舎の解消が一応可能だという見当を初めてつけることができたわけでございまして、三年たちますと、新しく生まれてまいりましょう危険校舎がまた二百三、四十万平方メートル残るでございませうけれども、もうそれから後は三年計画なると言わなくても、年々計画でこの解消に取り組める、そういう意欲を持って取り組んだ危険校舎解消の計画でございませう。

○山原委員 三カ年で解消できるといふ文部大臣の御発言でございませう。そこで、では、今回五千五百点に引き上げを行ったわけでございませうが、この五千五百点になる場合の面積ですね、それはすでに判明しているのでしょうか。大体調査をされておりますか。また、いつそれは明らかにするのでしょうか。

○砂田国務大臣 四千五百点以下で計算いたしますと六百四十万平方メートルになるわけでございませうが、四千五百点から五千五百点までが七十万平方メートル、五十三年度十五カ月予算で見たわけでございませう。合わせまして二百三十四万六千平方メートルを五十二年度の二次補正並びに五十三年度予算で取り組む計画をいたしたわけでございませう。そういたしますと、五千五百点以下は五十四年度で二百二十万平方メートル、五十五年度で二百五十万平方メートル、五十三年度は二次補正を含めての二百三十万平方メートルでございませうから、二次補正分を考慮しないで単年度予算的な計算の見通しを立ててまいりますと、合わせて六百五十二万平方メートルを三カ年で解消できる、こういう

計画を立てたわけでございませう。

○山原委員 局長の方にお伺ひしますが、いま概略の計画は大臣からおっしゃいましたけれども、実際にこれが解消できるという計画はもうすでに立てられているのでしょうか。もし立てられておるとするならば私たちにもしお示しをいただきたいと思ひますが、いかがですか。

○三角政府委員 ただいま大臣からお答え申し上げましたとおりでございまして、私どもは昨年来、補正予算の検討をいたします際から明年度予算の最終の詰めを行います際にかけまして、全国の都道府県を通じて各市町村での現在の状況、それからそれに対応して市町村がどういうような改築の計画を持つかということを十二月現在で調査をいたしまして、その結果、向こう三年間の計画をいたしまして、四千五百点以上五千五百点以下のものも含めまして約六百五十万平方メートル以下の数字を得ることができたわけでございまして、これに基づきまして、私どもとしては当面でこれば三年でこれを解消したい、できたらそれから後はいわば通常ベースの状況に入っていくようにしたい、こういうふうな考えでおるわけでございませう。

○山原委員 確かにそういう計算であればできるということですが、実際は、負担分を、いまの三分の一を二分の一にするということなくしては地方財政はたぬわけですね。

ここでちょっと、私が生活しております高知市、これは人口急増地でありまして、危険校舎が小学校だけで十一あります。これは五千点以下なんです。これを現在の市の財政で解消できるな、んというところはちょっと考えられないのです。いま進行中でありまして三里という小学校があります。この場合の総事業費が六億七千万円です。その中で市が頭から負担しなければならぬ金額が、たとえば土地の三千万円、環境整備の二千万円、備品の二千五百万円、プレハブを一時期建てなければならぬからその費用が三千四百万円、取り壊し費が一千万円、事務費九百万円。頭から一

億四千万円というものが市の支出になるわけですが。それから現在高層化の問題が出ていますが、渡り廊下が各階に必要でありますし、それから給食というのになりますと、給食のリフトをつけるとかいうようなものが対象外ですね。また門とか、さくとか、へいとかいうものは一定の改善を見ましたけれども、調べてみますと二千万円かかる予定ですが、そのうちの六百万円しか出ない、こういう状態なんですね。そうしますと、結局は、大臣がおっしゃるような三カ年解消の計画を出されましても実際は地方財政が追いつかないというふうな状態です、そうなりますと結局校舎の建設もできないれば景気浮揚ということもできない、こういう事態が起こります、これはお題目に終わる、こういうふうな考えです。それでやはり実額の二分の一という問題がどうしても出てくるわけでは、いままでの皆さんの御質問の中にもそれが出てくるわけでは、

私も一つの学校についてこの二分の一と三分の一との比較をしてみたのですけれども、かなりの差が出てまいります。たとえば、残りの九五%を見るときにしても、起債の償還分の六〇%の交付税ということになってみますと一つの学校で約六千万円ぐらいの差が出てくる、こういう試算でございます。こうなりますと、せっかく文部省の方でそういうことを言われておいても、この負担の三分の一と二分の一ということが非常に大きな焦点になってきます。ところが、現在三分の一なんというものは義務教育関係ではないのです。これが全部足を引っ張っているわけでは、それは山村振興とか、離島とか、豪雪地とか、過疎地とか、国際空港周辺とか、いま私も災害の委員会でも活火山周辺の問題が出ていますけれども、活火山の場合いま二分の一というわけですが、全部三分の二なんです。この危険校舎の問題だけが三分の一、こういうわけですね。これは何とか解決しなければならぬと思います。しかも、これらの三分の二というのは全部議員立法でやむにやまねずやってくるわけでは、そういう意味で言うならば、文

部省がもしこの点で決意をしなければ、私は本委員会での法案の分母のところを、三を二に変えたい。そうでもしなければ前へ進まぬわけですね。せっかく三カ年で解消されるとおっしゃってても現実に解消しないというのを、どこで突破するかというところがこの問題の一番大きな焦点だと思ひますが、この点、いかがでしょうか。

○砂田国務大臣 もう山原委員御承知のように、三分の一の補助率でございますけれども、自治省に御配慮をいたしております政府資金による起債、そしてその起債を償還をいたしますときの交付税措置、こういうものを計算をいたしますと、三分の一補助で究極の市町村負担が二〇%になるわけでございます。仮にこれを二分の一にいたしますと、究極の市町村負担が一五%に相なるわけでございます。こういうことも踏まえて、危険校舎の全国的なあり方、市町村のこれと取り組まれます意欲、市町村御自身が持つておられます解消の計画、こういうことを踏まえていろいろ検討いたしました結果、やはり量的な解消をまず図るべきだ、こういう考え方に立ちまして、率は三分の一のままで三カ年の計画、市町村が御持ちになつておられます五十三年度の計画はまるまる全部それを受けて立つと申しますか、お受けしていただく、こういう考え方に立つた三カ年計画であり、まずその御理解をいただきたいと思ひます。また量的な解消に重点を置いて決断をいたしましたことを、どうぞひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○山原委員 五年前になりましたけれども、奥野文部大臣の、これは国と地方自治体の折半にすべきである、もうそういう時期に来ておりますといふことを私たちは聞いていたわけですが、この委員会でもその言葉は出たと思ひますが、また砂田文部大臣も積極的にいろいろ工夫してみますといふことを言われているので、これはこのこととどういふふうにかちとやるかということだと思ひます。いろいろおっしゃいますけれども、義務教育関係で三分の一なんというのではないわけ

です。しかも、国会の中で各議員立法で次々と一つ問題が解消して、三分の二に持ち上げていつてるときにこれだけが足を引っ張る、こういう結果になっております。だから私はそういう意味で、もし、ではこの委員会ではいろいろ検討した結果二分の一という決議というふうなものが出た場合は、文部省はそれに対してどうされますか。

困ると思ひますが、それは結構でございます。思ふのでしようか、その辺、聞きたいのです。お話を聞いてみると、二分の一にすることが妙に何か奥野さんの答弁と違つた形で、いやむしろ量の拡大という理由がありますけれども、しかしこのところ、それが引かかっているように思ひます。たとえば議員の皆さんが各党一致して、やはりこれは二分の一にすべきだ、そういう情勢だといふふうな判断をして、これをもし決定するとしますとお喜びになるのですか、いや、困るといふふうにお考えになるのですか。ほかのことを遠慮せずに、どうでしょう、お答えいただきたいのです。ちょうど自治省も大蔵省もいなくなつたやうでございますから、はつきりお答えいただきたい。

○砂田国務大臣 幸か不幸か、大蔵省も自治省もおりませんけれども、五十三年度予算をすでに提出をいたしました、提出をいたしました五十三年度予算というものは政府として責任を持って国会に提案をいたしました予算案でございます。したがって、その中身が変わるといふような御決議を文教委員会ではなからず、困りますと申し上げざるを得ないわけでございます。奥野文部大臣が二分の一の方が好ましいといふような御答弁あったやうでございますが、そういう質疑のやりとりでありましたならば、私もそれは三分の一より二分の一の方が好ましいと当然お答えをするのですが、しかし、当時、奥野前文部大臣もここにありませんから言うわけではありませんけれども、五年計画で危険校舎を解消するといふのは、真実のものではないのではあませんか。その補助率がいかやうであれ、五年の計画では危険校舎

というもののあり方が改善されていつていなかった。そのことを反省いたしまして、三年で取り組もうといたしております意欲は、そのところはひとつ貫つてやっていたいただきたいと思ひます。

○山原委員 これはまたどうせ、最近ずいぶん大事件問題、教員の定数の問題とか、学級標準の問題とか、校舎の建設の問題とか、いまの教育条件を整備するといふ一番大事な問題が次々この委員会でも論議されておるわけでございますが、いまも小委員会の提案がありましたように、いづれこれは本当に委員会を挙げて討議しなければならぬ問題だと思ひます。そういう意味で、本当にいまの三カ年計画にしましても実際に実現できるといふ確信も私たちは持ちたいと思ひますので、なおこの問題は議論を進めていきたいと思います。大臣の方におかれましても、いま予算が出されましても、その政府の一員としての責任はあると思ひますけれども、しかし、改善して、よりよく解決できるという方向に向かつてのお考えはぜひ捨てないやうにしていただきたいと思います。思ひます。

次に、時間も余りございませんので、高等学校の新増設の問題でございますが、これは生徒の急増あるいは高等学校の施設の不足ということを考えますと、この補助の継続ということからはこれからやっていかれるおつもりでございますか、まずそのことをお聞きいたします。

○砂田国務大臣 高等学校の新増設につきましては、地方公共団体が大変御苦心になつております。実情を私も承知をいたしておりますし、全国知事会からの五十三年度の国の予算についての御要望もよく理解をいたしておるところでございます。これに対します各様の補助は当然今後ともさらに一層の努力をいたしますことになつております。○山原委員 全国知事会の要望、五十一年度建物だけで五百九億の要求があつたと思ひますが、それに対して三十九億、五十二年度の要求が九百五十七億必要だとの要請を受けておりますが、そ

れに對して百八億、五十三年度千三百三十億の必要額だといふ要請に對して百九十三億といふことで、金額の面から見ると、いわばほとんど問題にならないといふ数字も出てまいります。五十三年度用地を入れますと二千三百九十九億でございますから、百九十三億といふとこれは全くけ

合、これはよしあしは別の問題といたしまして、教育上の立場であらうことが行われている。また、私学等もたくさんあって、その中で定員が不足する、こんなものを全部算入されると、これはとても東京都は対応できないといふことも出てまいります。こういった点も、いままでも議論されてきたけれども、論議する必要があるといふふうに思います。

それから、最後に学校周辺の環境整備の問題について一言聞いて終わりたいと思います。これは、学校教育法施行規則第一条に「学校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない」といふことがもたらぬわけですが、たとえば、これは私の県でございますけれども、学校がたぐさんある、そこに飛行場が拡張されてジェット機が入ってくる、こういう問題が起きているわけですね。そのジェット機の場合に、便数もかなり多いわけでございます。ところが、その飛行場の近くに国立高専があります。国立大学の農学部があります。そして高等学校があります。小学校、中学校、保育所、これを合わせますと、すぐそばに十幾つの学校があるわけです。しかも文部省の所管する国立学校もありまして、そのほかに病院、医療施設が十五もあるという、ここに猛烈な音を発するジェット機が飛着する、こういう予想がなされるわけですね。

わりたいと思います。○砂田国務大臣 学校施設の民間の航空機によります騒音対策といたしましては、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律、これを運輸省が持っておりますので、運輸省が、学校の設置者が実施をいたします騒音防止工事について必要な助成措置を講ずることについてお聞きします。文部省が昭和五十二年に実施いたしました調査によりますと、航空機騒音に對して防音工事の全部または一部を完了した学校が二百六十八校、防音工事を計画中の学校が四十四校でございます。文部省といたしましては、今後とも航空機騒音による学校の被害の実態の把握に努めます。これは文部省みずから調査を行います。そして、運輸省に對しまして騒音防止対策を一層進めるよう強く要請をいたすことにいたしております。

こういふ状態の中から、たとえば東京都の五十四年、五十五年のピークを考えると、東京都だけで二十数校の高等学校を新設しなければならぬわけですが、もうすでに、地方財政の危機的な状態の中で、五十四年度に七校の計画を六校に減らさなければならぬといふふうに、びしびし地方財政の困難性というものが響いているわけですね。そういう状態にあります。ちなみに、東京都の場合は、たとえば五十一年度ですが、高等学校に使用した費用が六十二億七千二百万円、それに対して何と七千八百万円という補助金の交付額でございますが、こんな状態はこれからも東京都の場合続くのでしうか。この点、ちょっと伺っておきたいのです。

東京都につきましても、その要件を当てはめると、これを一々御説明申し上げますと大変長くなりますので、その具体の適用のぐあいは省略させていただきます。ただ、省略したいと存じますが、結論といたしまして、算定いたしました結果、五十二年度について申し上げますと、補助対象となります部分が一億三千五百五十万に相当する面積となりまして、補助金額が二億六千三百万円が交付をされたわけでございますが、なおこの交付には国庫債務負担行為に基づき交付決定が含まれておりまして、したがって、五十三年度分は第二年度分として一億二千七百五十万の補助金交付ということになりますので、両方合わせまして、五十二年度としての決定額が合計三億八千八百万の補助、そういう計算になっておるわけでございます。

○山原委員 もう時間がございせんが、そのあき定員の問題とか、自助努力の問題とか、進学率の問題とか、これもやはり実情に合わない、たとえばこの前問題になりました鳥山工業高校の場合、これはよしあしは別の問題といたしまして、教育上の立場であらうことが行われている。また、私学等もたくさんあって、その中で定員が不足する、こんなものを全部算入されると、これはとても東京都は対応できないといふことも出てまいります。こういった点も、いままでも議論されてきたけれども、論議する必要があるといふふうに思います。

○山原委員 たとえば国立学校関係からこれらの調査をしてほしいとか、あるいはこういう点では申し入れをしてほしいとかというような要請がありまして、関係省庁に對して申し入れをするというようなことはあるわけですね。○砂田国務大臣 国立の場合は設置者が文部省でございますから、文部省がみずから騒音対策工事をやるわけでございますが、義務教育関係の諸学校に對しても、文部省みずからの手で調査を行いまして、強く運輸省に要請をいたすことにいたします。

○三角政府委員 生徒の急増に對応いたします高等学校の新増設に對する国庫補助の制度は、これは従来、先生御承知のように、高等学校につきましては地方債と交付税で財政措置を図ってきたところでございますが、昭和五十一年度から特に緊急を要する都道府県に對しまして、やはり一定の要件を設けまして、その要件のもとで五年間の緊急対策といふことで補助制度が設けられたわけでございます。そして五十一年度の四十二億から五十三年度予算の百九十七億といふふうに、率としてはかなり大幅な増額を図つてまいりまして、それから地方債計画につきましてもあわせて増強を図つてきたという状況でございます。

○山原委員 山原委員、もう時間がございせんが、そのあき定員の問題とか、自助努力の問題とか、進学率の問題とか、これもやはり実情に合わない、たとえばこの前問題になりました鳥山工業高校の場合、これはよしあしは別の問題といたしまして、教育上の立場であらうことが行われている。また、私学等もたくさんあって、その中で定員が不足する、こんなものを全部算入されると、これはとても東京都は対応できないといふことも出てまいります。こういった点も、いままでも議論されてきたけれども、論議する必要があるといふふうに思います。

○山原委員 山原委員、もう時間がございせんが、そのあき定員の問題とか、自助努力の問題とか、進学率の問題とか、これもやはり実情に合わない、たとえばこの前問題になりました鳥山工業高校の場合、これはよしあしは別の問題といたしまして、教育上の立場であらうことが行われている。また、私学等もたくさんあって、その中で定員が不足する、こんなものを全部算入されると、これはとても東京都は対応できないといふことも出てまいります。こういった点も、いままでも議論されてきたけれども、論議する必要があるといふふうに思います。

○山原委員 山原委員、もう時間がございせんが、そのあき定員の問題とか、自助努力の問題とか、進学率の問題とか、これもやはり実情に合わない、たとえばこの前問題になりました鳥山工業高校の場合、これはよしあしは別の問題といたしまして、教育上の立場であらうことが行われている。また、私学等もたくさんあって、その中で定員が不足する、こんなものを全部算入されると、これはとても東京都は対応できないといふことも出てまいります。こういった点も、いままでも議論されてきたけれども、論議する必要があるといふふうに思います。

○山原委員 山原委員、もう時間がございせんが、そのあき定員の問題とか、自助努力の問題とか、進学率の問題とか、これもやはり実情に合わない、たとえばこの前問題になりました鳥山工業高校の場合、これはよしあしは別の問題といたしまして、教育上の立場であらうことが行われている。また、私学等もたくさんあって、その中で定員が不足する、こんなものを全部算入されると、これはとても東京都は対応できないといふことも出てまいります。こういった点も、いままでも議論されてきたけれども、論議する必要があるといふふうに思います。

○山原委員 山原委員、もう時間がございせんが、そのあき定員の問題とか、自助努力の問題とか、進学率の問題とか、これもやはり実情に合わない、たとえばこの前問題になりました鳥山工業高校の場合、これはよしあしは別の問題といたしまして、教育上の立場であらうことが行われている。また、私学等もたくさんあって、その中で定員が不足する、こんなものを全部算入されると、これはとても東京都は対応できないといふことも出てまいります。こういった点も、いままでも議論されてきたけれども、論議する必要があるといふふうに思います。

○山原委員 山原委員、もう時間がございせんが、そのあき定員の問題とか、自助努力の問題とか、進学率の問題とか、これもやはり実情に合わない、たとえばこの前問題になりました鳥山工業高校の場合、これはよしあしは別の問題といたしまして、教育上の立場であらうことが行われている。また、私学等もたくさんあって、その中で定員が不足する、こんなものを全部算入されると、これはとても東京都は対応できないといふことも出てまいります。こういった点も、いままでも議論されてきたけれども、論議する必要があるといふふうに思います。

○山原委員 山原委員、もう時間がございせんが、そのあき定員の問題とか、自助努力の問題とか、進学率の問題とか、これもやはり実情に合わない、たとえばこの前問題になりました鳥山工業高校の場合、これはよしあしは別の問題といたしまして、教育上の立場であらうことが行われている。また、私学等もたくさんあって、その中で定員が不足する、こんなものを全部算入されると、これはとても東京都は対応できないといふことも出てまいります。こういった点も、いままでも議論されてきたけれども、論議する必要があるといふふうに思います。

○山原委員 山原委員、もう時間がございせんが、そのあき定員の問題とか、自助努力の問題とか、進学率の問題とか、これもやはり実情に合わない、たとえばこの前問題になりました鳥山工業高校の場合、これはよしあしは別の問題といたしまして、教育上の立場であらうことが行われている。また、私学等もたくさんあって、その中で定員が不足する、こんなものを全部算入されると、これはとても東京都は対応できないといふことも出てまいります。こういった点も、いままでも議論されてきたけれども、論議する必要があるといふふうに思います。

○山原委員 山原委員、もう時間がございせんが、そのあき定員の問題とか、自助努力の問題とか、進学率の問題とか、これもやはり実情に合わない、たとえばこの前問題になりました鳥山工業高校の場合、これはよしあしは別の問題といたしまして、教育上の立場であらうことが行われている。また、私学等もたくさんあって、その中で定員が不足する、こんなものを全部算入されると、これはとても東京都は対応できないといふことも出てまいります。こういった点も、いままでも議論されてきたけれども、論議する必要があるといふふうに思います。

○山原委員 山原委員、もう時間がございせんが、そのあき定員の問題とか、自助努力の問題とか、進学率の問題とか、これもやはり実情に合わない、たとえばこの前問題になりました鳥山工業高校の場合、これはよしあしは別の問題といたしまして、教育上の立場であらうことが行われている。また、私学等もたくさんあって、その中で定員が不足する、こんなものを全部算入されると、これはとても東京都は対応できないといふことも出てまいります。こういった点も、いままでも議論されてきたけれども、論議する必要があるといふふうに思います。

○山原委員 山原委員、もう時間がございせんが、そのあき定員の問題とか、自助努力の問題とか、進学率の問題とか、これもやはり実情に合わない、たとえばこの前問題になりました鳥山工業高校の場合、これはよしあしは別の問題といたしまして、教育上の立場であらうことが行われている。また、私学等もたくさんあって、その中で定員が不足する、こんなものを全部算入されると、これはとても東京都は対応できないといふことも出てまいります。こういった点も、いままでも議論されてきたけれども、論議する必要があるといふふうに思います。

て、先生おっしゃいましたように国庫負担法の施行令三条に掲げてあるわけでございますが、これは御承知のとおり学校教育法施行規則にも掲げられておりまして、やはり一つの標準として考えておるものであるというふうに理解しております。

○木島委員 よって、このように学校を適正な規模にしたい、そのために負担を国がするんではないかという意味ですね。

○三角政府委員 それが大変望ましいということであると思っております。

○木島委員 望ましいから、その望ましいのに合わせるように国がその施設に対して、費用に対して負担をするという意味ですね。

○三角政府委員 そのように努めなければならぬということであろうと存じます。

○木島委員 したがって、施行令第三条は「十二学級から十八学級まで」とするとして、その二項に「五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する」すなわち十二学級—十八学級を統合する場合に二十四学級までいいというものをそういう意味と理解してよろしゅうございますか。

○三角政府委員 やはり一つの標準としてそういうふうな考へておるということであると思ひます。

○木島委員 そこで、施行令の第三条には、いま言いましたように二項で、五学級以下の学級数と前項の、すなわち十二学級から十八学級までの場合は二十四学級までは特例的に認めるといふのであります。すると、十二学級から十八学級まででありますから、十一学級は不適正な学級であります。仮にこの十一学級と適正規模の十八学級を統合するとしましよう。すると算術平均では二十九学級になります。二十九学級は不適正でありま

す。これはどう理解したらよろしゅうございませうか。これにはなぜ負担をしないのですか。

適合しない場合でございます。具体的ないろいろ条件を勘案いたしまして、適当な場合にはそれもまた一つの標準といひますが、その標準の考へ方の範囲内に入れて考へてもいいではないかという趣旨が述べられておるわけでございませう。

○木島委員 なるたけはしよって聞いていきますが、それは特例ですね。したがって、原則的には統合の場合二十四学級まで認める。すると、たとえば三十六学級の学校があるとしましよう。三十六学級は、十二学級から十八学級でありますから、十二学級という適正規模からすれば三倍であります。十八学級からすれば二倍であります。

それではこれを分けようとしたときには、この場合はどうなるですか。この負担法では何も書いてありません。しかし、自治体は、適正規模というのは十二から十八までであるのだから、三十六というのは二倍から三倍なんだから分けよう、とするときに負担の規定はありません。これはどうなんですか。

○三角政府委員 やはり、先生いま問題とされておる点で私推察しておるわけでございませうが、運用といたしまして、おっしゃいましたように大きな学校につきましても、なるべくその分離が促進されようという方向で対応してまいってございまして、分離にかかる計画は一番優先的にございまして、分離に心がけておるわけでございませう。一方、その分離という申請ではなくて、いわゆる学級増の申請がございした場合には、通常の市町村の場合にはすでに三十学級を超えておるようなもの、それから人口急増地域につきましても、三十三学級を超えておるようなものについて、さらに学級増の建物の建築をしたいという申請がございした場合には、一応、どうしてもこれは実情から

いって分離できないのかどうか、そういう分離の可能性についてこちらから声をかけまして御検討を求めまして、でき得れば分離新設を行うようという指導を行つておるのでございませう。

○木島委員 運用はわかりました。けれども、な

ぜ法にないのでしょうか。負担法という法にないのでしょうか。

○三角政府委員 ただいま御説明申し上げましたのも、やはりもとある学校がございまして、その学校の現在の規模では児童、生徒が収容し切れないということで、いわゆる不足が生じた場合に分離という形で補助をするわけでございませう。分離というところまゝの方で規定がございませうけれども、一般の小・中学校の教室の不足を解消するための校舎の新増築、この中に入つてくるというふうに考へておるわけでございませう。

○木島委員 大臣、適正な学校規模、そして統合は本法の三条にうたつておる。分離はない。あとは運用だと思ひます。いま言つておるのは、負担法という法の体系からして、せつかく適正規模にしようとするものを、統合だけが法律に入つておる。分離して適正規模にしようとする方がないのです。これは法の欠陥だと思ひます。その点は、負担法という精神から、理念からしておかしく私は思ひます。実際上からはいまの運用でもつていろいろありますけれども、たとえば急増地域だつて、団地なら団地がだんだんと大きくなつてきて、実際にありますと、一度でばつと団地が大幅に増えれば新設がございませうけれども、徐々にふえていくわけですね。そうすると学級増でいくのですよ、大変ですから、土地がないんだから。すると、今度はいよいよぎりぎりになって分離するときに、法律に基づいて、負担法という思想がその中に貫かれたければ、急増地帯というものの適正規模とうたつたところのものの意味が生きてくるであらう。運用上の問題でなしに、法の問題としてこの点は考へなければならぬ一つであらうと私は思ひますけれども、大臣、お考えを……。

○砂田国務大臣 大規模校の分離についての運営の内容についてはもう御理解あるところでございませう。負担法が決めております法の精神、目的を体して運営はやつてまいつておるところでございませうけれども、御指摘の点につきましてもは確かに

分離について法の規定がない、この点についてはひとつ積極的に検討をさせていただきたいと思ひます。

○木島委員 次であります。局長、この第三条の一項の一、二、三。一は、教室の不足を解消するために校舎の新築、増築は二分の一、それから二は、屋内運動場の新築、増築は二分の一、それから盲学校、聾学校は建物の新築、増築は二分の一、同じように見えるのですか。これを一、二、三、一緒に整理しませうか、みんな二分の一なんだから。何でも三つに分かれておるのでしょうか。

○三角政府委員 立法の技術の上からは、先生おっしゃいましたような規定の仕方でもできるのではないかとはいふうちにとらえざる考へますが、やはり書いてございませう若干のいろいろなニュアンスなり、それから機能別に学校の建物を分けましたり、それから特殊学校等の場合には普通の学校と異なりましていろいろな要素も含まれてくるというふうな事情もございましてこれを書き分けておるであらう、そういうふうな考へる次第でございませう。

○木島委員 この三は建物なんです。建物には、この法律の定義では寄宿舎が入るのです。小学校、中学校で、寄宿舎は入りませんから、それは建物というところで一、二、三を一緒にするのは、小・中学校に寄宿舎を入れるか入れないかという問題では、ところが、一と二は建物じゃないのです。校舎と屋内運動場、ともに二分の一なんです。だから、校舎及び屋内運動場でもつて一、二は一緒にされるのです、寄宿舎を入れないにしても。この辺はどうなんですか。

○三角政府委員 まず、三条の一号につきましても、申すまでもないことですが、やはり不足の解消を図つていく。でございませうから、社会的ないろいろな事情によります不足もございませうし、いろいろな意味の不足をきちんと追いかけていって解消していくという趣旨が出ておるのではないかとはいふに考へるわけでございませう。

○木島委員 これは四十八年だと思えますけれども、小学校の屋体が三分の一だったのですよ、それを四十八年に二分の一にしたでしょう。そのときの整理なんです。一つは、小・中学校に寄宿舎が必要かどうかという問題が一つあります。これは時間がないからもうやめます。それは答弁がわかってるからです。それは過疎地帯や豪雪でもって三分の二があるから要らぬでしょう、大体そういう方向が多いから、答弁はわかっていいますから。しかし、先ほどお話がございましたように、学校の施設とは一体何かという問題では問題はあると思うのです。しかしそれは除きます。

そこで、屋内運動場と校舎、これはこの法律においては必須条件ですね。なのに、なぜ急増地帯の屋体というものが三分の二にならないののだろうか。負担法としてどうなんだろうか。先ほどの御答弁でもって、まだないところがあるとか、あるところがないとか。あるところがないというところは、まだ校舎なんてないところがあるというところはあるんだけれども、急増地帯というその事情を考慮して校舎は三分の二だから、屋体は二分の一でいいんだというの、負担法の中のこの本題に急増を入れたという思想からいってどうしても解せないというの、先ほどからいろいろ議論されておるところの中心だと思うのです。この辺はどうなんでしょう。

○三角政府委員 これまた先生御承知のとおりのことでございますが、五年前に児童、生徒の急増の状況を検討された結果、それよりしばらく前に用地の補助ということで手がついておったわけでございますが、この校舎につきましても、そういう地方財政の状況にもかんがみまして、いわば臨時緊急の措置として五年間ということでお認め願ってきたわけでございます。そういうことで、とにかく財政状況に対応するという措置でございます。まず校舎ということでございまして、いづれにしても校舎にかかる経費が非常に大きいということでございます。屋内体育館の場合には、学校の規模、状況にもよりますが、た

とえば校舎の六分の一とか七分の一とかいう金額でもございしますので、まず大きな金額のところをとらまえてこの臨時の緊急の対応をすべきだというのが現在やっております措置の趣旨でございます。

○木島委員 確かに五年前はそうだったかもしれない。しかし、いま、五年間さらに延ばすという段階で、後で申し上げますが、義務教育諸学校の施設の負担法という意味は一体何かということが根底にあるから私はそう言っているのです。言うなれば、急増地帯はそれは財政が苦しいから、だから校舎が先なんだから、屋体は要らないんだという思想が何かは見えたらいいなと思います。それから、この辺、先ほどから小委員会とかあるいは法改正とかというお話がありますから、あえてそういう問題だけにしぼっていきまはは聞きをしておるのです。

次に危険校舎、急増地域に危険校舎はありませんか。

○三角政府委員 急増地域は都会地が多いという関係で、比較的鉄筋化が進んでいるかと存じますが、危険校舎はないということではなくて、やはり存在しております。

○木島委員 ありますね。ところが、市町村の財政からいいますと、危険校舎だと三分の一でしゅう、新設だと二分の一ですからね、財政が苦しいからそれは新設に入ってしまうのです。すなわち危険校舎は置き去りにされるのです。するとどういうことかという、原住民族と移住民族の争いになるのです。原住民族は、われわれに黙って移住民族がじゃんじゃか来たものだから新築になったけれども、もともとここに住んでおった原住民族の方には、これは言葉が悪かったら直してください。いつまでもたっても直らない、地方財政が悪いから。これをもし二分の一にしたら、これは大臣、危険校舎の場合は用地が要らないのだから、そういう意味では一番いいはずですよ。だから、この三分の一というのは急増地帯ということを考えて場合でも大変に問題があると私は思

う。一般の三分の一を二分の一にせいというのは先ほどからいろいろ議論が出ておりましたが、そういう意味では急増地帯においてもこの問題というのは危険校舎が絡んでくる。その点、どう思いますか。

○三角政府委員 危険校舎の負担率につきまして、先日来いろいろ御質疑がございまして、大臣からもお答えしましたような考え方なわけでございますが、学校がどういいうぐあいに老朽して行くかというところは、そう突然にそういう状況が起こるわけでもございせんので、私どもとしては、ある程度前もって御用意もいたすべきであらうし、ですから、その当該市町村が、非常に人口流入あるいは急増等の事情に押されてそれに対応しなければならぬという事柄と若干事情も異なるであらうかと思っております。ただやはり、いまおっしゃいましたように、非常に住民子弟の教育の施設条件でアンバランスがあるところが出てくるということとは確かに好ましくないことであらうかと思っております。負担率というものを、先ほど来御説明申し上げておりますように、一種の標準を確保する意味での国の直接の補助と、それから一般的な財源措置であります地方財政措置とあわせて整備を図っていくという見地からいたしますと、先ほど大臣からもちょっと申されましたように、三分の一の負担率の場合には究極の地方負担が約二割程度、それから二分の一の負担率の場合には究極の地方公共団体の負担分が約一割五分程度ということございまして、その辺のところも御理解いただきたいというふうに思うわけでございます。

○木島委員 先ほどからいろいろお話がございまして、特定地域という、主にこれは議員立法でありまして、十四、五本ありまして、それがほとんど全部三分の二ですよ。ほとんど三分の二ですね。校舎も、危険校舎も、屋体も、あるいは寄宿舎も。そうすると、過疎だ、山村だ、やあ離島だ、あるいは空港だ、そういうふうになくさんある、そういう特殊地帯が三分の二だの

に、人口急増地帯という特殊地帯はなぜ三分の一なんですか。危険校舎の一般も私は二分の一たるべきだと思うのですよ。だけれども、いま人口急増地帯という特殊地域、一般地域外だから、だから校舎を三分の二にしたのでしょうか。だったら、その他の特殊地帯がみんな三分の二なら、なぜこだけだけ三分の一なんですか、この特殊地帯が。ほかは皆三分の二です。三分の一、二分の一、三分の二と、だんだんこうなっていくのだけれども、こだけ、なぜこの特殊地帯が三分の一なんですか。

○三角政府委員 一つには、いろいろな経緯もあるかと存じますが、やはり負担率につきましましては、いまおっしゃいましたような過疎でございまして、あるいは非常に豪雪寒冷地といったような、いわば一種の気候的ないしは自然的条件でございまして、それからそういう地域にありまして、地方公共団体の財政事情、そういったものを配慮いたしまして、いわば必要度の認識というものをしておるわけでございまして、そこで現在の措置の仕方が分かれてくるものであると思えます。それからなおもう一つには、先ほど冒頭に御質問があったわけでございまして、いわゆる老朽の現状と申しますか、実情で申しましても、全国的な調査をいたしますといわゆる寒冷地が急増地域の二倍半ぐらいの危険校舎の面積を持っておるというようなこともございまして……(木島委員「多い少ないは別だ」と呼ぶ)そういう意味でのいろいろな優先度の選択があるというふうに考えるわけでございまして。

○木島委員 ちょっと私語しましたが、多い少ないの問題じゃございせん。

公立高等学校危険建物政策促進臨時措置法、公立養護学校整備特別措置法、これは危険校舎、三分の一であります。これは義務じゃありません。養護学校も、これは再来年から義務になれば当然この問題は変わってくるでございまして、いまはまだ義務じゃありません。高校も義務じゃありません。この公立高校や義務でない養護学校が同

う。人口急増地帯という特殊地帯はなぜ三分の一なんですか。危険校舎の一般も私は二分の一たるべきだと思うのですよ。だけれども、いま人口急増地帯という特殊地域、一般地域外だから、だから校舎を三分の二にしたのでしょうか。だったら、その他の特殊地帯がみんな三分の二なら、なぜこだけだけ三分の一なんですか、この特殊地帯が。ほかは皆三分の二です。三分の一、二分の一、三分の二と、だんだんこうなっていくのだけれども、こだけ、なぜこの特殊地帯が三分の一なんですか。

〔賛成者起立〕

○菅波委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議に対し政府の所見を求めます。砂田文部大臣。

○砂田国務大臣 公立義務教育諸学校の施設についてのただいまの御決議につきましては、御趣旨に

に留意をし、今後十分検討してまいりたいと考えております。

○菅波委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○菅波委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○菅波委員長 次回は、来る二十四日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時四十一分散会